

川越市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 川越市で管理するホームページ(以下「市ホームページ」という。)に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、川越市広告掲載要綱(平成20年10月28日施行)及び川越市広告掲載基準(平成20年10月28日施行)に規定する事項のほか、ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するために留意すべき事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

アラートマーク(警告表示)

ラジオボタン、チェックボックス(選択肢の表示)

テキストボックス(入力ができるように見えるもの)

プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(GIFアニメーション)

第3条 GIFアニメーションを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。

画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。

その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

(市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

市ホームページと類似のデザイン、色調及び字体を使用するもの

ユーザーが川越市の事業であると錯誤しやすいもの

事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(ALT属性)

第7条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すALT属性を設定しなければならない。

附 則

本ガイドラインは平成20年11月5日から施行する。